

令和 8 年度領事手数料 (2026 年 7 月 1 日～2027 年 3 月 31 日)

2026 年 6 月 26 日

以下の手数料は、領事窓口で「現金」にてお支払いをいただく場合の金額となります。尚、オンライン申請にて手続きをされた方については、「現金」あるいは「クレジットカードによるオンライン決済」のいずれかの方法で支払いをすることが可能です。「クレジットカードによるオンライン決済」の方法、留意点については[こちら](#)をご確認ください。

<旅券手数料>

種 別		金額 (グルド貨)
10 年旅券かつ書面申請 (18 歳以上のみ)	通常	8,160
	未交付失効 ※ 1	16,050
	未交付失効 ※ 2	13,420
10 年旅券かつ電子申請 (18 歳以上のみ)	通常	7,810
	未交付失効 ※ 1	15,700
	未交付失効 ※ 2	13,070
5 年旅券かつ書面申請 (18 歳未満)	通常	4,210
	未交付失効 ※ 1	8,160
	未交付失効 ※ 2	9,470
5 年旅券かつ電子申請 (18 歳未満)	通常	3,860
	未交付失効 ※ 1	7,810
	未交付失効 ※ 2	9,120
残存有効期間同一旅券かつ 書面申請	通常	5,090
	未交付失効 ※ 1	9,910
	未交付失効 ※ 2	10,350
残存有効期間同一旅券かつ 電子申請	通常	4,740
	未交付失効 ※ 1	9,560
	未交付失効 ※ 2	10,000
旅券の渡航先追加		3,510
帰国のための渡航書		3,250

未交付失効：令和 5 年 3 月 27 日以降に旅券を申請し、発行後 6 か月以内に受領せず当該旅券が失効した場合、失効後 5 年以内に再度旅券を申請する際には、通常より高い手数料が必要になります。

※ 1 未交付失効した旅券の申請日が令和 8 年 7 月 1 日～

※ 2 未交付失効した旅券の申請日が令和 5 年 3 月 27 日～令和 8 年 6 月 30 日

<各種証明書等の発給手数料>

種 別		金額（グルド貨）
遺産の保護管理		遺産の額の 2/100
遺言の公証		5,000
国籍証明		3,860
在留証明		1,050
出生・婚姻・死亡等身分事項の証明		1,050
職業証明		1,750
署名または印章の証明	官公署に係るもの	3,950
	その他のもの	1,490
翻訳証明		3,860
遺骨証明		2,190
原産地証明		3,860
日本品の外国輸入証明		3,330
船内遺留品目録証明		790
航行報告証明		1,140
上記以外の証明		1,840

<日本入国関連手数料>

種 別		金額（グルド貨）
一般入国査証	国籍によって異なる場合がありますので申請時にご確認ください。	13,160
数次入国査証		26,320
再入国の許可の有効期間の延長		2,630
難民旅行証明書の有効期間の延長		2,190

注意：国籍によって手数料が異なる場合もありますので、申請の際にご確認下さい。